

# 熊本県公報

第 1 1 4 8 7 号  
平成 18 年 12 月 1 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○登録貸金業者の行政処分（業務の停止）	（経営金融課） 1
○貸金業の所在不明者の行政処分（登録の取消し）	（ " ） 1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課） 2
○随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領	（管理調達課） 3
○業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領	（ " ） 6
○用品調達に係る業者選定要領の一部を改正する要領	（ " ） 6
○障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の一部を改正する要綱	（ " ） 6
○最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領	（ " ） 9
○低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領	（ " ） 9
○医療事業実施要項の一部を改正する要項	（水保病対策課） 9
○ " " " " " "	（ " ） 14
<b>公 告</b>	
○平成 19 年熊本県歯科技工士試験の実施	（医療政策総室） 17
○保安林内立木伐採限度面積の公表	（森林保全課） 18
○熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	（警察本部警務課） 19

## 告 示

### 熊本県告示第 1200 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 36 条の規定による行政処分について、同法第 41 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者  
商号又は名称 株式会社醍醐  
代表者名 上野 聖一郎  
主たる営業所等の所在地 熊本市水道町 2 番 7 号スカイハイツ 1F  
登録番号 熊本県知事（1）第 02367 号  
登録年月日 平成 17 年 11 月 28 日
- 2 行政処分の年月日  
平成 18 年 11 月 22 日
- 3 行政処分の内容  
平成 18 年 11 月 27 日から平成 19 年 2 月 24 日までの 90 日間の業務の停止（ただし、弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。）
- 4 適用条文  
貸金業の規制等に関する法律第 36 条第 1 号及び第 8 号

### 熊本県告示第 1201 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 38 条第 1 項の規定による行政処分について、同法第 41 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者  
(1) 商号又は名称 サウス  
氏名 山木 巖  
主たる営業所等の所在地 八代市通町 6 番 24 号 吉野ビル 2F  
登録番号 熊本県知事（1）第 02322 号  
登録年月日 平成 16 年 6 月 18 日

- (2) 商号又は名称 キタオ  
 氏名 守田 一二三  
 主たる営業所等の所在地 八代市通町 6 番 24 号 吉野ビル 3F  
 登録番号 熊本県知事 (1) 第 02346 号  
 登録年月日 平成 17 年 4 月 13 日
- 2 行政処分の年月日  
 平成 18 年 11 月 22 日
- 3 行政処分の内容  
 登録の取消し
- 4 適用条文  
 貸金業の規制等に関する法律第 38 条第 1 項

**熊本県告示第 1202 号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) 第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成 18 年 12 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 岩ヶ鼻地区急傾斜地崩壊危険区域 (追加指定)  
 次に掲げる土地に存する標柱 9 号から標柱 13 号までを順次結んだ線、標柱 9 号と次に掲げる土地に存する平成 5 年 3 月 17 日熊本県告示第 238 号で指定された標柱 2 号から標柱 6 号までを順次結んだ線及び標柱 6 号と標柱 13 号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに次に掲げる土地に存する平成 5 年 3 月 17 日熊本県告示第 238 号で指定された標柱 1 号と標柱 8 号と標柱 7 号を順次結んだ線、標柱 7 号と次に掲げる土地に存する標柱 14 号と標柱 15 号を順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 15 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	番 地
9	熊本市	池田二丁目	821-1
10	"	池田一丁目	426-5
11	"	"	"
12	"	"	426-6
13	"	"	479-1
2	"	池田二丁目	821-1
3	"	池田一丁目	463
4	"	"	460-1
5	"	"	459-1
6	"	"	460-1
1	"	池田二丁目	821-1
8	"	池田一丁目	470
7	"	"	459-2
14	"	池田二丁目	828
15	"	"	825

- 2 崎太郎地区急傾斜地崩壊危険区域 (追加指定)  
 次に掲げる土地に存する平成 2 年 3 月 28 日熊本県告示第 242 号で指定された標柱 5 号から標柱 7 号までを順次結んだ線、標柱 7 号と次に掲げる土地に存する標柱 8 号を結んだ線及び標柱 8 号と標柱 5 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
5	水俣市		葛渡	村崎	751
6	"		"	"	仮 756-3
7	"		"	"	717
8	"		"	"	751

- 3 竹迫 (B) 地区急傾斜地崩壊危険区域 (追加指定)  
 次に掲げる土地に存する標柱 8 号から標柱 10 号までを順次結んだ線、標柱 10 号と次に掲げる土地に存する昭和 58 年 10 月 20 日熊本県告示第 935 号で指定された標柱 6 号と標柱 5 号を順次結んだ線及び標柱 5 号と標柱 8 号を結んだ線で囲まれた土地の区域

標柱番号	郡市	町村	大字	字	番地
8	葦北郡	芦北町	海 路	竹之迫	又 223-1
9	"	"	"	甲矢振	210

10	”	”	”	大 迫	350-2
6	”	”	”	竹之迫	222
5	”	”	”	”	225

4 女鹿串地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱 7 号から標柱 12 号までを順次結んだ線、標柱 12 号と次に掲げる土地に存する昭和 53 年 7 月 13 日熊本県告示第 579 号で指定された標柱 5 号と標柱 6 号と標柱 1 号を順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに次に掲げる土地に存する平成 15 年 3 月 31 日熊本県告示第 343 号で指定された標柱 3 号と標柱 4 号を結んだ線、標柱 4 号と次に掲げる土地に存する標柱 13 号から標柱 17 号までを順次結んだ線及び標柱 3 号と標柱 17 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
7	上天草市	大矢野町	上	女鹿串	3787-3 地先
8	”	”	”	”	3787-7 地先
9	”	”	”	”	3787-1
10	”	”	”	”	3782-1
11	”	”	”	”	”
12	”	”	”	”	3792-2
5	”	”	”	”	3812 地先
6	”	”	”	”	3819-1
1	”	”	”	”	3823
3	”	”	”	”	3827
4	”	”	”	”	3808-1
13	”	”	”	小瀬戸	3836-1
14	”	”	”	”	3840-1
15	”	”	”	”	3834-1
16	”	”	”	”	3834-3
17	”	”	”	”	3834-4

熊本県告示第 1203 号

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 18 年 12 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領（平成 17 年熊本県告示第 1149 号）の一部を次のように改める。

第 1 条中「第 167 条の 2 第 1 項第 3 号」の次に「又は第 4 号」を加え、「及び母子福祉団体を「、母子福祉団体及び新商品販売者」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 新商品販売者 熊本県新事業支援調達制度実施要綱により認定を受けた物品を販売する者

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 新商品販売者から物品を買い入れる場合にあつては、別記第 5 号様式中物品名の欄に登録されている物品

第 5 条第 1 号に次のように加える。

エ 新商品販売者名簿（別記第 5 号様式）

第 6 条中「別記第 5 号様式」を「別記第 6 号様式」に改める。

第 7 条第 1 項第 3 号中「別記第 6 号様式」を「別記第 7 号様式」に改め、同条第 2 項第 3 号中「公表の方法」を「公表の方法等」に、「別記第 7 号様式」を「別記第 8 号様式」に改め、同条第 3 項中「第 93 条の 2 第 1 項第 3 号」の次に「又は第 4 号」を加え、同項第 3 号中「別記第 8 号様式」を「別記第 9 号様式」に改める。

別表中「労働雇用課」を「労働雇用総室」に、

「

母子福祉団体	子ども家庭福祉課
--------	----------

を

「

母子福祉団体	少子化対策課
新商品販売者	産業支援課

に改める。

別記第 1 号様式中「菊池（菊池市、菊池郡）」を「菊池（菊池市、合志市、菊池郡）」に、「天草（本渡市、牛深市、上天草市、天草郡）」を「天草（天草市、上天草市、天草郡）」に、「は、製造する」を「及び新商品販売者は、」に改める。

別記第 8 号様式中「別記第 8 号様式」を「別記第 9 号様式」に改め、同様式を別記第 9 号様式とする。

別記第 7 号様式中「別記第 7 号様式」を「別記第 8 号様式」に改め、同様式を別記第 8 号様式とする。

別記第 6 号様式中「別記第 6 号様式」を「別記第 7 号様式」に改め、同様式を別記第 7 号様式とする。

別記第 5 号様式中「別記第 5 号様式」を「別記第 6 号様式」に改め、同様式を別記第 6 号様式とする。

別記第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。



附 則  
この要領は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

#### 熊本県告示第 1204 号

業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成 18 年 12 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領  
業務委託契約等に係る業者選定要領（平成 14 年熊本県告示第 805 号。以下「要領」という。）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「本庁各部局」を「本庁各部（局）」に改め、同項第 1 号中「部局長」を「部（局）長」に、「部局次長」を「部（局）次長」に、「当該部局長」を「当該部（局）長」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）において、次長専決事項の場合は、部（局）長を除く。

第 2 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

（2）指名審査会に会長を置く。会長は、県庁処務規程における専決区分に応じて充てるものとし、会長に事故があるときは、次の者がその職務を代理する。

ア 部（局）長が会長の場合は、部（局）次長

イ 部（局）次長が会長の場合は、筆頭課長

第 2 条第 1 項第 5 号中「各部局担当課」を「各部（局）担当課」に改め、同条第 2 項第 2 号中「本庁各部局内」を「本庁各部（局）内」に改める。

第 3 条中「熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱」（平成 14 年熊本県告示第 516 号）を「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）」に改める。

第 4 条第 1 項中「業務委託契約等に係る入札参加資格審査要領（平成 14 年熊本県告示第 517 号）」を「物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領（平成 18 年熊本県告示第 522 号）」に改める。

附 則  
この要領は、告示の日から施行する。

#### 熊本県告示第 1205 号

用品調達に係る業者選定要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成 18 年 12 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

用品調達に係る業者選定要領の一部を改正する要領  
用品調達に係る業者選定要領（平成 14 年熊本県告示第 840 号。以下「要領」という。）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和 39 年熊本県告示第 386 号）」を「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）」に改める。

附 則  
この要領は、告示の日から施行する。

#### 熊本県告示第 1206 号

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 18 年 12 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の一部を改正する要綱  
障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱（平成 15 年熊本県告示第 386 号。以下「要綱」という。）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和 39 年熊本県告示第 386 号。以下「要領」という。）又は熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）」を「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号中「要領又は要綱」を「要綱」に、「第 1 順位で希望している業種」を、「希望している業種のうち、一業種」に改める。

第 8 条中「熊本県業務委託契約等に係る入札参加資格審査要領（平成 14 年熊本県告示第 517 号）」を「物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領（平成 18 年熊本県告示第 522 号）」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のとおり改める。

様式第 1 号

障害者雇用促進企業登録申請書

平成 年 月 日

熊本県知事様

郵便番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者名  
TEL.  
FAX.

印

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱第 3 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。  
また、同要綱第 5 条の規定による名簿の公表については異議ありません。

熊本県内の支店等の名称及び所在地 (一つだけ記入してください。)  ※県内に本店を置く事業者の方は記入の必要はありません。	名称・責任者名		
	所在地		
	連絡先	TEL.	
		FAX.	
登 録 業 種  (入札参加資格申請の希望業種を別紙「業種一覧表」から一つ選んで記入してください。物品と役務両方に入札参加資格がある場合は、それぞれ一業種ずつ選ぶことができます。)	物品	コード	業種名
	役務	コード	業種名
県内本・支店における雇用状況	雇用率算定用労働者総数 ① (② - ② × ③ ÷ 100)		
	常用雇用労働者総数 ②		
	除外率 (%) ③		
	雇用障害者総数 ④ (⑤ + ⑧)		
	常用雇用 ⑤ (⑥ × 2 + ⑦)		
	重度障害者 ⑥		
	重度以外の障害者 ⑦		
	短時間雇用重度障害者 ⑧		
	障害者雇用率 (%) ⑨ (④ ÷ ① × 100)		

- 注) 1 ①の計算中、②×③÷100の計算結果は、小数点以下は切り捨ててください。  
 2 ③除外率については、別紙「除外率一覧表」を御覧ください。  
 3 ⑨は小数点以下第3位を四捨五入した数値を記入してください。  
 4 精神障害者は、常用雇用の場合は⑦に、短時間雇用の場合は⑧に計上してください。

入札参加資格者登録番号

担当者		
連絡先	tel.	
	fax.	

様式第 2 号

授産施設等支援企業登録申請書

平成 年 月 日

熊 本 県 知 事 様

郵便番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者名  
TEL.  
FAX.



障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。  
また、同要綱第 5 条の規定による名簿の公表については異議ありません。

熊本県内の支店等の名称及び所在地 (一つ記入してください。)  ※県内に本店を置く事業者の方は記入の必要はありません。	名称及び責任者名			
	所在地			
	連絡先	TEL		
FAX				
契約等委任先の名称及び所在地  (上記支店等と同じ場合は記入の必要はありません。)	名称及び責任者名			
	所在地			
	連絡先	TEL		
FAX				
会社概要  (入札参加資格者は記載の必要はありません。)	営業内容			
	創 業 年			
	資 本 額 ・ 出 資 総 額 千 円			
	常 用 労 働 者 数 人			
	直前決算の売上高 千円			
過去 1 年間の授産施設等との取引状況  (欄が不足する場合は別紙としてください。)	授産施設等名	①	②	
	取引の内容			
	取引額	千円	千円	千円
	取引開始年	年	年	年
登録を希望する業種及び内容  (別紙「業種一覧表」から一つ選んで記入してください。)  業務の内容 (取扱メーカー、取扱製品名等できるだけ具体的に記入してください。別紙でも構いません。)	業 種	物 品	コード	業種名
		役 務	コード	業種名

入札参加資格者登録番号

担当者

※入札参加資格者のみ記載してください。



## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 熊本県告示第1207号

最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成18年12月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領

最低制限価格事務処理要領（平成16年熊本県告示第274号。以下「要領」という。）の一部を次のように改正する。

2 対象委業務中「熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）」を「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）」に改め、同（1）中「建物清掃業務」を「庁舎清掃業務」に改める。

## 附 則

この要領は、告示の日から施行する。

## 熊本県告示第1208号

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成18年12月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領

低入札価格調査事務処理要領（平成15年熊本県告示第366号）。以下「要領」という。）の一部を次のように改正する。

2 対象業務中「熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）」を「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）」に改め、同（2）中「建物清掃業務」を「庁舎清掃業務」に改める。

3 調査の対象とする基準中「建物清掃業務」を「庁舎清掃業務」に改める。

## 附 則

この要領は、告示の日から施行する。

## 熊本県告示第1209号

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成18年12月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項

熊本県医療事業実施要項（平成8年熊本県告示第55号）の一部を次のように改正する。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、「指定居宅サービス事業者」の次に「若しくは指定介護予防サービス事業者」を加え、同条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に、「平成6年厚生省告示第237号」を「平成18年厚生労働省告示第99号」に、「平成6年厚生省告示第296号」を「平成18年厚生労働省告示第102号」に改め、「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）」、「老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第253号）」、「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成4年厚生省告示第29号）」を削り、「及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）」を、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」に、「（老人保健法の規定による医療を受けた医療手帳対象者については、同法の規定による一部負担金、標準負担額及び基本利用料に相当する額）」を「を限度」に改め、同条を第7条とする。

第9条第7項第2号中「正本、ただし」を「ただし」に改め、同項第4号中「介護老人保険施設」を「介護老人保健施設」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項第2号中「又は介護保健施設サービス（緊急時施設療養を除く）」を「介護保健施設サービス（緊急時施設療養を除く。）又は指定介護予防サービス」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条第12項中「第4条、第5条、第6条及び第7条」を「第3条から第6条まで」に、「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第15条第1項中「第8条」を「第7条」に、「同条中「特定症候」」を「特定症候」

に改め、同条第2項中「第9条」を「第8条」に改め、同条第3項中「第10条」を「第9条」に改め、同条第4項中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「第9条」を「第8条」に、「第10条」を「第9条」に、「第11条」を「第10条」に、「第15条」を「第14条」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条中「第14条」を「第13条」に改め、同条を第18条とする。

第20条を第19条とする。

附則第2項中「第10条、第15条、第16条及び第17条」を「第9条及び第14条から第16条まで」に改める。

附則第3項中「第14条」を「第13条」に改める。

附則第4項中「第13条2項ただし書き」を「第12条第2項ただし書」に改める。

別表中「御所浦町全町」を「天草市のうち御所浦町の地域」に改め、「二見洲口町」の次に「の地域」を加える。

別記第1号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

別記第2号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に改める。

別記第3号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

別記第4号様式中「第9、16条関係」を「第8、15条関係」に改め、「発行手数料」の次に「(@210円)」を加える。

別記第5号様式を次のように改める。

水俣病総合対策医療事業（医療手帳・保健手帳）  
別記第5号様式（第8、15条関係）

手帳区分 ○を付ける	1 医療手帳	2 保健手帳
---------------	--------	--------

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

### 介護保険関係療養費支払請求書

年 月分

区 分	件 数(件)	日 数(日)	点 数(点)	請 求 額 ( 円 )
指定居宅サービス	訪 問 看 護			
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン			
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン			
	居 宅 療 養 管 理 指 導			
	短 期 入 所 療 養 介 護			
指定介護予防サービス	介 護 予 防 訪 問 看 護			
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン			
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン			
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導			
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護			
指定施設サービス	介 護 保 健 施 設 サ ー ビ ス (緊急時施設療養費)			
	介 護 療 養 施 設 サ ー ビ ス			
サ ー ビ ス 費 用 等 合 計				
介 護 給 付 費 明 細 書 発 行 手 数 料 (@210円)				
合 計				

注) 添付書類 介護給付費明細書等

上記のとおり請求します。

年 月 日

事業所名称

所在地 〒

電話

開設者氏名

印

熊本県知事 様

別記第6号様式中「第9、16条関係」を「第8、15条関係」に、  
「電話番号」 「電話番号」

を 生年月日 明・大・昭 年 月 日 に改める。

別記第7号様式中「第9、16条関係」を「第8、15条関係」に、「身障者福祉法や特定  
疾患治療研究事業」を「障害者自立支援法、特定疾患治療研究事業等」に改める。

別記第8号様式中「第9、16条関係」を「第8、15条関係」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式 (第 8、15 条関係)

[以下施術機関が記入]

はり・きゅう・マッサージ施術証明書

対象者 氏名			住所			
傷病名			保険の 種 別			
施術日 年 月 日	給付の別 ○を付ける	1 はり	2 きゅう	3 はり・きゅう 併用	4 マッサージ	領収額 保険適用分のうち自己負担額 円
施術日 年 月 日	給付の別 ○を付ける	1 はり	2 きゅう	3 はり・きゅう 併用	4 マッサージ	領収額 保険適用分のうち自己負担額 円
施術日 年 月 日	給付の別 ○を付ける	1 はり	2 きゅう	3 はり・きゅう 併用	4 マッサージ	領収額 保険適用分のうち自己負担額 円
施術日 年 月 日	給付の別 ○を付ける	1 はり	2 きゅう	3 はり・きゅう 併用	4 マッサージ	領収額 保険適用分のうち自己負担額 円
施術日 年 月 日	給付の別 ○を付ける	1 はり	2 きゅう	3 はり・きゅう 併用	4 マッサージ	領収額 保険適用分のうち自己負担額 円
施術日 年 月 日	給付の別 ○を付ける	1 はり	2 きゅう	3 はり・きゅう 併用	4 マッサージ	領収額 保険適用分のうち自己負担額 円
施術日 年 月 日	給付の別 ○を付ける	1 はり	2 きゅう	3 はり・きゅう 併用	4 マッサージ	領収額 保険適用分のうち自己負担額 円

上記のとおり療養の給付を行ったことを証明します。

医療機関コード

※上記証明欄で、記入後に余った欄は、  
斜線を記入するか、又は『以下余白』  
と御記入ください。

免許番号 (はり・きゅう・マッサージ )  
所在地 ( )  
施術機関名  
電話番号  
開設者氏名 印

同意 記録	同意医師の氏名	住 所	同 意 年 月 日	傷病名	要加療期間
			年 月 日		

(注) 保険医の同意について同意記録に記入してください。

※ この用紙は、健康保険が適用されるはりきゅう・マッサージ療養費に関する支給申請書です。  
保険が適用とならないはり・きゅう・マッサージ療養費については、第 14 号様式の申請書を御利用ください。

別記第 10 号様式中「第 9、16 条関係」を「第 8、15 条関係」に、  
「電話番号」を「電話番号」に改める。

別記第 11 号様式中「第 9、16 条関係」を「第 8、15 条関係」に、「要支援 1 2 3 4 5」を「要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5」に、  
「居宅日」「居宅日」を、「介護予防日」に、「訪問リハ」を「訪問リハビリテーション施設日」

に、「通所リハ、短期入所療養介護、介護保健施設サービス」を「通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導の一部、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護」に「結核予防法、身障者福祉法」を「身障者自立支援法」に改める。

別記第 12 号様式中「第 9 条関係」を「第 8 条関係」に、  
「電話番号」を「電話番号」に改める。

別記第 13 号様式中「第 9 条関係」を「第 8 条関係」に、「要支援 1 2 3 4 5」を「要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5」に、  
「年月日」「年月日」  
事業所名称を

事業所番号			
-------	--	--	--

事業所名称

に改める。

別記第 14 号様式中「第 10、16 条関係」を「第 9、15 条関係」に改める。  
別記第 15 号様式中「第 10 条関係」を「第 9 条関係」に、「氏名または代表者」を「氏名又は代表者」に、「1 カ月」を「1 か月」に改める。

別記第 16 号様式中「第 14 条関係」を「第 13 条関係」に、  
「申請者 住所」「申請者（又は代理者）  
又は 住所  
代理者 氏名 印」氏名 印」に、「下さい」を「ください」に改める。

別記第 17 号様式から別記第 19 号様式までの様式中「第 14 条関係」を「第 13 条関係」に、「下さい」を「ください」に改める。

別記第 20 号様式中「第 14 条関係」を「第 13 条関係」に改め、

口座番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」を

口座番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」に改める。

附 則

この要項は、平成 18 年 12 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県告示第 1210 号

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 12 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項  
熊本県医療事業実施要項（平成 8 年熊本県告示第 55 号）の一部を次のように改正する。  
第 7 条第 2 項中「入院時食事療養に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改める。

別記第 4 号様式中  
「日数（日）」を「日数（日）に、  
回数（回）」

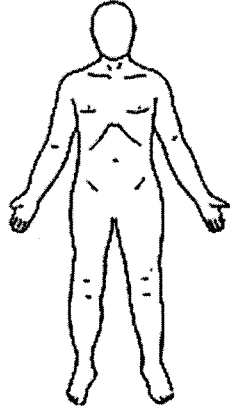



「食事療養負担金」を「食事療養費及び生活療養費の負担金」に改める。

別記第 7 号様式中「入院時食事療養費」を「入院時食事療養費及び入院時生活療養費の負担金」に改める。

別記第 18 号様式を次のとおり改める。

水俣病総合対策医療事業(保健手帳)  
別記第 1 8 条様式(第 1 3 条関係)

## 検 査 所 見 書

氏 名		性 別	男・女
住 所			
生年月日	明治・大正・昭和	年	月 日 ( 歳)
感覚障害に関する検査所見		<p>※感覚検査(触覚・痛覚についての検査)</p> <p>裏面を参照の上、左の人体図の該当部分に下の記載方法で記入してください。</p> <p>(記載方法)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">               触覚のみ 低下の場合         </div> <div style="text-align: center;">               痛覚のみ 低下の場合         </div> <div style="text-align: center;">               触覚・痛覚共に 低下の場合         </div> </div>	
その他神経症状 (問診により自覚症状を記載)  ( ) 内には具体的な内容・症状を記入してください	<input type="checkbox"/> しびれ ( ) <input type="checkbox"/> ふるえ ( ) <input type="checkbox"/> カラス曲がり(こむらがえり)・痙攣 ( ) <input type="checkbox"/> 見える範囲が狭い・はっきり見えない ( ) <input type="checkbox"/> 耳が遠い・耳鳴り ( ) <input type="checkbox"/> 味覚・嗅覚異常 ( ) <input type="checkbox"/> 言葉を正確に発せない ( ) <input type="checkbox"/> めまい・立ち眩み ( ) <input type="checkbox"/> つまづきやすい・ふらつく ( ) <input type="checkbox"/> 物を落としやすい・手足の脱力感 ( )		
現病歴	既往症		
家族歴			
備 考			
上記のとおり証明します		検査年月日	平成 年 月 日
( 病院の名称、所在地 電話番号及び医師の氏名 ) ( 医師氏名 )		印	
(検査所見書に係る医師の要件(裏面参照・該当するほうに○を付けてください。))		1 ・ 2	

- ※ 1 本検査所見書を御記入後は、封筒に入れ、封をしてから受診者にお渡しください。
- ※ 2 以前に水俣病に係る認定申請のために、同様の診察を受けたことのある受診者の場合は、過去の診療録などから所見を転記していただいても、差し支えありません。なお、その場合は検査年月日とは別に、本所見書記載日を以下に記載してください。(平成 年 月 日)
- ※ 3 裏面も御覧ください。

## 診察される先生方へ

### 本検査所見書について

水俣病発生地域において、過去に通常レベルを超えるメチル水銀の暴露を受けた可能性があり、水俣病にもみられる一定の症状を有する方々は、保健手帳の交付を受け、医療費の自己負担分等の支給を受けることができます。本検査所見書は、この保健手帳交付に係る審査を行う際に用いられます。

### 保健手帳の交付対象

水俣病発生地域において、過去に通常レベルのメチル水銀の暴露を受けた可能性があり、下記の①又は②に該当する方が、交付の対象となります。

- ① 四肢末梢優位の感覚障害（触覚、痛覚ともに低下）を有する。
- ② 全身性の感覚障害（痛覚、触覚ともに又はそのいずれかが低下）又は四肢末梢優位の乖離性感覚障害（触覚、痛覚のいずれかが低下）を有し、かつ、その他の水俣病にも見られる神経症状（オモテ面の「その他神経症状」のいずれか）を有する。

### 検査所見書の記入上のご注意

#### 1 <検査方法>

検査の際は、受診者を閉眼させて行ってください。また、受診者の精神状態や疲労の程度には、常に配慮してください。交付要件に該当するか否かにつきましては、県において総合的に判断いたします。

#### 2 <「感覚障害に関する診察所見」の記入方法>

表記の人形図に以下の内容に従って記入してください。

##### (1) 感覚障害（触覚・痛覚）の検査方法について

まず先に、触覚の検査から、次に痛覚の検査を実施してください。

##### ① 触覚の検査

柔らかい毛筆等で初めは軽く触ってみて、それが判らないときには、少しなでるようにしてください。

##### ② 痛覚の検査

先のとがった痛覚検査の器具を用い、なるべく同じ強度で、軽くつついてください。頭から足先まで最初に大まかに行い、左右上下を比較してください。痛覚障害部位を見いだしたら、障害部位から正常部位に向かって検査をさせると、境界を決めやすいと言われています。

##### (2) 感覚障害の記載方法について

////// 触覚低下（鈍麻）のある部位を示す。

\\\\\\\\ 痛覚低下（鈍麻）のある部位を示す。

#### 3 <「その他神経症状」の記入方法>

問診により得られた受診者の方の自覚症状を記入してください。

### <検査所見書を作成することのできる医師の要件について>

以下の1、2のいずれかを満たす先生が、本検査所見書を作成いただけます。

- 1 現在、神経内科、神経科又は精神科を標榜している医療機関に在籍しており、一定の施設基準\*を満たす医療機関に3年以上在籍した経験を有し、かつ、1年以上の臨床神経学的診療経験を有する医師

\*一定の施設基準とは、原則として、1年間の神経疾患の入院患者が100人以上の施設とし、病院に臨床神経学的検査設備（脳波、筋電図、神経放射線学的検査など）を有し、定期的に神経カンファランス（臨床又はCPC）を行い、神経疾患の剖検を行っているところ

- 2 水俣病の診断について相当程度の経験を有する医師

本検査所見書に係る照会先：熊本県環境生活部水俣病対策課 096-383-1111（代表）

（※）なお、「検査所見書の記入上のご注意」等に関する医学的な御質問については、環境省（特殊疾病対策室：03-5521-8257）までお問い合わせください。



## 附 則

この要項は、平成 18 年 12 月 1 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

## 公 告

## 熊本県公告第 860 号

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和 57 年法律第 1 号）附則第 2 条の規定により、平成 19 年熊本県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成 18 年 12 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験期日
  - (1) 学説試験  
平成 19 年 2 月 20 日（火）午前 9 時から午後 4 時まで
  - (2) 実地試験  
平成 19 年 2 月 21 日（水）午前 9 時から午後 4 時まで
- 2 試験場所
  - (1) 学説試験  
熊本県健康センター 熊本市東町四丁目 11 番 1 号
  - (2) 実地試験  
熊本歯科技術専門学校 熊本市本荘三丁目 1 番 6 号
- 3 受験資格  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成 19 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
  - (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成 19 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
  - (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
  - (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が（1）、（2）又は（3）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 4 試験科目
  - (1) 学説試験  
歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
  - (2) 実地試験  
歯科技工実技
- 5 試験方法  
学説試験は筆記により、実地試験は実技により行う。
- 6 受験願書の受付期間  
平成 19 年 1 月 10 日（水）から同年 1 月 17 日（水）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで  
なお、郵送の場合は、同年 1 月 17 日（水）の消印のあるものまで有効とする。
- 7 受験願書の提出先  
熊本県健康福祉部医療政策総室  
〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 8 提出書類
  - (1) 受験願書（別記第 1 号様式）
  - (2) 受験票（別記第 2 号様式）
    - ア 受験票に必要事項を記入し、所定の位置に写真（縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルとし、出願前 6 か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもので、本人と確認できるもの）を貼り付けること。
    - イ 受験番号欄には何も記入しないこと。
  - (3) 3 の（1）又は（2）に該当する者には、卒業証明書又は卒業見込証明書
  - (4) 3 の（3）に該当する者には、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
  - (5) 3 の（4）に該当する者には、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類及び厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- 9 受験手数料
  - (1) 受験手数料は、36,000 円とする。
  - (2) 県内居住者は、願書に 36,000 円に相当する額の熊本県収入証紙を貼り付けること。
  - (3) 県外居住者は、願書に 36,000 円の郵便小為替を添付するか、又は現金書留で郵送すること。
  - (4) 一度納入した受験手数料は、返還しない。
- 10 口頭による個人情報の開示請求

- この試験結果の自己に関する個人情報については、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。
- (1) 開示を行う内容 総合得点及び科目別得点
  - (2) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月
  - (3) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部医療政策総室
- なお、本人であることを証明するため、受験票を持参する必要がある。
- 11 その他
- (1) 受験願書の受付を終わった者には、受験票を交付する。(受験票は試験当日必ず持って来ること。)
  - (2) 卒業見込証明書を添付して受験願書を提出した者は、平成 19 年 3 月 13 日(火)までに卒業証明書を提出しなければならない。
  - (3) 試験場内での携帯電話の使用は認めない。
  - (4) 合格発表は、平成 19 年 3 月 22 日(木)午後 1 時に熊本県庁行政棟本館 1 階ロビーに合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。また、合格者には合格証書を送付する。
  - (5) 試験に関する照会及び受験願書等の請求は、〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号熊本県健康福祉部医療政策総室(電話 096-333-2205、096-333-2206)へ行うこと。なお、郵便で請求する場合は、A4 判の書類が郵送できる封筒の表に「歯科技工士試験」と朱書きし、140 円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

**熊本県公告第 861 号**

森林法施行令(昭和 26 年政令第 276 号)第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 18 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第 4 回分としての森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成 18 年 12 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(森林法第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度)

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	784.31
	菊池川土砂流出防備保安林	114.15
	菊池川保健保安林	0.54
	阿蘇地区水源かん養保安林	641.11
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	35.18
	阿蘇地区保健保安林	1.77
	小国地区水源かん養保安林	102.52
	小国地区土砂流出防備保安林	15.83
	大野川水源かん養保安林	77.02
	大野川土砂流出防備保安林	13.78
	熊本市干害防備保安林	2.07
	植木町干害防備保安林	5.80
	山鹿市干害防備保安林	2.12
白川・菊池川地域森林計画区 及び緑川地域森林計画区	五ヶ瀬川水源かん養保安林	48.19
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	6.66
緑川地域森林計画区	緑川水源かん養保安林	841.25
	緑川土砂流出防備保安林	102.69
	宇城地区水源かん養保安林	230.87
	宇城地区土砂流出防備保安林	10.77
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	332.36
	天草地区土砂流出防備保安林	116.24
	天草地区保健保安林	0.88
球磨川地域森林計画区	氷川五家荘地区水源かん養保安林	1,149.55
	氷川五家荘地区土砂流出防備保安林	26.70
	氷川五家荘地区保健保安林	2.00

城南地区水源かん養保安林	458.54
城南地区土砂流出防備保安林	91.66
球磨地区水源かん養保安林	4,214.44
球磨地区土砂流出防備保安林	509.49
球磨地区落石防止保安林	0.28
球磨地区防風保安林	0.80
球磨地区保健保安林	23.95

登載依頼

**熊本県公安委員会規則第 18 号**

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年 12 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本県警察の組織に関する規則（平成 6 年熊本県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 1 項中「置き、警視長、警視正又は警視をもって充てる」を「置く」に改める。

第 35 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 35 条の 2 第 1 項中「置き、警視正又は警視をもって充てる」を「置く」に改める。

第 36 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 37 条第 1 項中「置き、警視又はこれに相当する事務吏員若しくは技術吏員をもって充てる」を「置く」に改め、同条第 2 項中「(以下「課長等」という。)」を削る。

第 38 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 40 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 41 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 42 条第 1 項中「置き、警視正又は警視をもって充てる」を「置く」に改める。

第 42 条の 2 中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 43 条を次のように改める。

第 43 条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

